

ポスト

令和7年4月1日
金融庁

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令等について

「私立学校法の一部を改正する法律」（令和5年法律第21号）の施行に伴い、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」等について（別紙1）～（別紙2）のとおり制定し、所要の規定の整備を行いました。

本件は行政手続法第39条第4項第8号で定める他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理に該当することから、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施していません。

「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」等は本日付で公布の上、「私立学校法の一部を改正する法律」の施行の日（本日）から施行されます。

（別紙1）  [財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（新旧対照表）](#)

（別紙2）  [財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件の一部を改正する件（金融庁告示）（新旧対照表）](#)

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
企画市場局企業開示課（内線3691、2999、3812）
企画市場局市場課（内線3943）

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
 - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

 金融庁ソーシャルメディアアカウント

 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

 首相官邸 大阪・関西万博
特設ページ

サイトマップ

金融
庁に
ついて

報
道・
広報

政
策・
審議
会等

法
令・
指針
等

金
融
機
関
情
報

国
際
関
係
情
報

アクセス F S
A
(金融庁広報誌)

[利用規約・免責事項/著作権](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

[アクセス](#)

[御意見・お問い合わせ](#)

[各種情報検索サービス（EDINET等）](#)

[関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government （法人番号6000012010023）

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000